

熊本病院清掃役務

件 名	熊本病院清掃役務									
総務部長	看護部長	看護管理師長	歯科部長	薬剤課長	検査課長	理学療法班長	管理課長	営繕班長	施設専門官	機械設備
										
作成年月日	令和 7年12月 1日									
自衛隊熊本病院 管理課 営繕班										

仕 様 書

1 件名

熊本病院清掃役務

2 定義

本仕様書は、業務の概要を示すものであり、記載されていない軽微な作業であっても現場の状況に応じ、建物の管理保全及び美観上必要と認めた場合は、監督官の指示に従うものとする。ただし、契約金額の増減はしない。

3 目的

病院は、多くの患者が出入りし生活する場であり、数多くの特殊な医療機械・器具・医療品等を使用する施設である。従って清掃業務を実施するにあたっては、計画的かつ効率的に作業を行い、患者及び病院スタッフに対し常に快適な環境を提供し院内感染の防止に努めること。また、病院施設及び設備の美観、衛生的な環境の良好な維持に努めること。

4 場所

熊本県熊本市東区東本町15-1 自衛隊熊本病院

5 役務条件

会社免状（医療関連サービスマーク、プライバシーマーク）及び個人免状（清掃作業監督者、ビルクリーニング作業技能士、病院清掃受託責任者）保有者、医療法等関係法規に規定する基準に適合していること。また、現場責任者及び清掃従事者は他の受注場所との兼務は禁止とする。

6 概要

本館・診療棟の日常清掃（月曜～金曜日）、定期清掃2回

7 適用範囲

本仕様書及び図面は、自衛隊熊本病院で実施する清掃役務に際し必要な事項を定めるものである。

8 適用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

9 疑義

本清掃役務の実施に関し不審な点、或いは疑義のある場合は監督官と協議し、その指示に従うこと。

10 業務体制

- (1) 日常清掃実施時の人員数については、仕様書の内容を確実に実施できる人員配置、業務量に十分対応できる人員の配置とし、業務実施に遅延等を発生させないこと。
- (2) 各清掃場所に対しての人員配置表を官側へ提出すること。また、変更があった場合はその都度速やかに提出すること。
- (3) 円滑、適正に処理できる人を現場責任者(常駐)とし、常時官側と連絡が取れる体制とする。
- (4) 業務責任者・現場責任者は、病院清掃業務3年以上経験者、清掃従事者は、病院清掃業務1年以上経験者とする。

11 清掃業務従事者

- (1) 請負者は、清掃業務従事者に対し、抗体検査等を必ず実施し必要な予防接種等を行った後に従事させる事とし、種類については次による。また流行性ウイルス性疾患罹患もしくは可能性のある者については従事させないこと。
ア 予防接種：麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症
イ 抗体検査：I G R A (Q F T検査又はT-S P O T)、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎
- (2) 清掃業務従事者全員に対して統一された制服及び会社名入りの名札(写真付き)を着用させ常に清潔なものを着用させること。
- (3) 患者及び職員等に不快の念をいだかせる言動及び行動を慎むこと。また、身だしなみについては、華美な化粧、きつい匂いのする香水、更に無精ヒゲや汚れた作業服を身に着ける等、不快感を伴う身なりは慎むこと。
- (4) 請負者は、清掃従事者に対して健康診断を実施し、健康管理を行うこと。
- (5) 請負者は、全ての業務従事者に対して本役務仕様書及び図面の内容を十分に把握し、清掃業務に必要な知識を教育すること。
- (6) 清掃従事者は、清掃前に体温測定を実施し監督官に報告すること。また、清掃後は終了の報告を実施すること。(監督官不在の際は検査官とする)

12 一般事項

- (1) 清掃時は、マスク、手袋等を着用すること。
- (2) 設備・備品等に不良個所を見つけた場合には、直ちに監督官に報告すること。
- (3) 清掃時に使用する水・電気料は、無償とするも節電節水に努めること。
- (4) 病院敷地内は、全面禁煙とする。
- (5) 請負者は、契約完了後直ちに清掃業務従事者の名簿を提出すること。
- (6) 清掃不良時等監督官から指摘を受けた場合、謙虚に指示に従うこと。
- (7) 請負者は、監督官の指示する書類を作成すること。
- (8) 業務責任者、現場責任者及び清掃従事者が本役務遂行に支障を与えると監督官が判断した場合は、交代を求める事が出来るものとする。

13 特記事項

- (1) 業務責任者は、病院における清掃業務を3年以上経験し、一般財団法人医療関連サービス振興会が指定する病院清掃受託責任者講習を修了した者とする。また、病院施設の清掃を管理するために必要な知識、経験(医療法施行規則第9条の15)を有する者を置くこと。
- (2) 清掃従事者は、清掃業務に必要な知識を有し現場責任者のもとに本業務を円滑かつ確実に履行できる人員を配置すること。
- (3) 請負者は、清掃区域ごとの清掃方法、清掃資材等の使用及び管理の方法、感染予防の事項を記載した標準仕様書を作成し、清掃従事者に徹底させると共に監督官に提出すること。
- (4) 請負者は、業務内容及び作業方法、清掃資材等業務の管理体制の事項を記載した業務案内書を監督官に提出すること。
- (5) 清掃業務中の針刺しや感染症発生時は直ちに監督官に報告すること。その後の対応は別途調整するものとする。
- (6) 請負者は、清掃従事者の体調管理を行うと共に37.5℃以上の発熱者及び37.4℃以下であっても体調不良者(コロナを疑う症状、咳など風邪の症状等がある者)は従事させないこと。また、清掃従事者の体調について監督官から確認があった場合、請負者は、清掃従事者に確認すると共に必要に応じて代理者を従事させること。
- (7) 病棟の清掃に入る前は、病棟師長に感染症情報や隔離病室を確認すること。
- (8) コロナ患者入院時の清掃場所は、別途指示する。

14 個人情報保護

請負者は契約期間及び契約期間終了後も業務上知り得た患者の個人情報及び当院に関する事について外部に漏らしてはならない。

15 役務日程及び場所

別紙「日程表」、「各平面図」による

16 役務時間

0815から1700、役務人員は、監督官と調整すること。

17 作業指針

- (1) 院内感染防止を主眼とした清掃業務(使用薬剤・資機材・運用方法)を行い、日常清掃の効率アップと美観・衛生環境の維持に努めること。
- (2) 清掃業務に使用する洗剤、除菌剤等は、EPA登録されたケミカル製品を使用し環境に適したものを使用すること。
- (3) 清掃用具(マイクロダストクロス、タオル等)は使用場所で別洗いとし、0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に30分間浸漬後乾燥させること。
- (4) 使用機材は、微生物汚染を受けにくい不織布や、洗浄消毒しやすい素材を選定し、床材に最適なものを使用すること。
- (5) モップ、タオル類は、感染防止上、各機能別に区別するものとし、一般病室で使用するモップはオフレーション方式とする。
- (6) モップ、タオル類は、使用後必ず洗濯機を使用して漂白洗浄し完全に乾燥してから使

用すること。

- (7) 使用する薬剤及び洗剤は、事前に病院の承認を得ること。また、SDS(安全データシート)を提出すること。

18 廃棄物回収(0930~1030)

- (1) 一般廃棄物(可燃・不燃・その他)は、院内各部署所定の収集箇所から屋外ゴミ置き場まで運搬し、ゴミ箱にゴミ袋をセットすること。
- (2) 医療廃棄物(感染性・非感染性)は、院内各部署所定の収集箇所から回収し、医療廃棄物担当者に立会してもらい屋外医療廃棄物置場まで運搬し、新しい医療廃棄ボックスを配布すること。

19 作業内容・要領

清掃作業は、日常的に掃く拭く作業を中心に、外来、病棟、廊下、待合エリアは、人通りが多く床面が消耗しやすいためマイクロダストクロス・高機能モップ等で清掃すること。また、各種部材の破損、劣化、変色させない薬剤及び機材を使用し、効率化と美観の維持に努めること。

清掃要領は、汚染度の低い箇所から高い場所へ、位置の高い箇所から低い箇所へ向かって行うこと。また、可能な限り静かにいき、患者の療養、診療行為及び病院職員の業務の妨げにならないようにいき、埃等を飛散させない方法で行うこと。

- (1) 一般管理エリア(外来診察室・病室・廊下・待合等)

病室にいる患者に清掃作業の為に入室する旨を伝えて了解を頂き、不在の場合は原則清掃を実施しないものとする。ただし、必要に応じて看護師による事前の承諾を得たうえで清掃を実施する事が出来る。

手摺、ドアノブ等の建具類の清掃は【湿式清掃】とし、雑巾またはクロスにより全体を清掃し、汚れや手垢が残らないように実施すること。

ゴミ箱からゴミを回収する。容器の汚れは、除菌洗剤で除去する。

床面は、マイクロダストクロス等で部屋の奥から除塵する。

汚れのひどい箇所は、専用の洗剤に浸したモップで部屋の奥から拭き上げる。

低所壁面についても、汚染があればタオル等で取り除く。

除菌洗剤を含んだクロスでスイッチ、ドアノブ、手摺、洗面台等を定期的に清掃する。

病室にいる患者等に清掃が終了した旨を丁寧に伝え退室する。

エレベーター内の手摺は、除菌洗剤を含んだクロスで清掃し、床面は、真空掃除機(高性能フィルター付)(以下「真空掃除機」という)またはモップ等で清掃する。

- (2) 特殊管理エリア(トイレ・浴室・汚物処理室等)

トイレ清掃は、特に清掃要領に留意しながら、除菌洗剤を含ませたスポンジ等で磨き上げること。なお、表面に磨き傷が付かないように注意すること。また、汚れが酷い場合は、専用の洗剤を用いて清掃すること。

ゴミ箱及び汚物入れからゴミを回収し、新しいゴミ袋をセットし、容器の汚れは定期的に除菌洗剤を含んだクロスで除去する。

マイクロダストクロス等で床面の埃を除去する。

浴室の清掃は、室内全体を十分に水洗し除菌洗剤を浸みこませたブラシ及びクロスを用いて清掃すること。室内の状態によりカビ取り剤、防止剤を使用して清掃すること。

鏡、ステンレス部分は、ガラスクリーナー等で磨く。
排水トラップは、ゴミ等を取り除き封水を入れる。
低所壁面についても汚染があれば取り除く。
消耗品(トイレットペーパー等)を点検補充する。

20 コロナ患者病室等の清掃 (令和7年実績4日間)

- (1) 使用する個人防護具(医療用長袖エプロン・ディスポキャップ・サージカルマスク・アイガード・ディスポ手袋等)は官側で支給する。
- (2) 病室、トイレ、浴室及び廊下等の床面は、フロアダスターで除塵を行うこと。(収容部屋ごとにディスポ手袋を交換)
- (3) 各部屋及び清掃に使用したゴミは、医療ゴミ(医療廃棄物)として収集処分すること。
- (4) シャワー、椅子、排水溝等は除菌洗浄剤で洗浄清掃すること。
- (5) 高頻度接触面(ドアノブ、スイッチ、洗面台、水栓ハンドル、トイレットペーパーホルダー等)は専用のディスポクロスで清掃する。

21 手指衛生について

流水で手を濡らした後、手指衛生剤を付け、手のひら、甲を伸ばすように擦り、指先、爪の間、指の間・手首等をねじり洗いし、清掃箇所毎に行うこと。また、手袋を脱いだ後、清掃終了後は必ず手洗い、擦式アルコール消毒を行うこと。

22 業務管理

日常清掃の中でも特に廊下、階段、ホール、便所洗面所等の汚れやすい場所は適時巡回し、美観に配慮すること。

業務の実施に関しては、医療法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法等関連法規を遵守し履行すること。

清掃従事者の技術と資質の向上を図るため、十分教育指導を実施すること。

清掃従事者として予め病院感染対策の基本事項(スタンダードプリコーション、感染経路別予防策、防護服の使い方他)について指導を受けていること。

その他、この仕様書に定めていない事項については、監督官と協議の上定める。

23 安全管理・衛生管理

- (1) 業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険を伴う作業及び危険な場所については清掃従事者に対して適切な安全措置及び注意喚起を講じて事故防止を図る者とする。また清掃中は、常に火災・障害・盗難等の事故防止にも十分注意を払うこと。
- (2) 清掃従事者の不注意により施設等を損傷させた場合は、監督官に報告し指示を受けた後、請負者の責任において原状復旧を行うものとする。また、隊員及び第三者に対して危害又は損害を与えた場合も同様とする。
- (3) 請負者は、機会毎に清掃従事者に対して安全管理・衛生管理教育を実施し徹底させること。

24 業務の引継ぎ

- (1) 本業務の受注予定事業者は、直ちに現行の事業者から本業務の履行に支障が無いよう業務内容等の引継ぎを受けなければならない。

- (2) 現行の事業者は、受注予定事業者に対して本業務内容の引継ぎを行なわなければならない。
- (3) 受注予定事業者及び現行の事業者は、引継ぎ後、監督官へ書面により報告すること。

25 経費負担

トイレットペーパー、ペーパータオル、ゴミ袋、コロナ病棟で使用する個人防護具及び消耗品は当院負担とするが、それ以外の清掃役務に関する消耗品等は請負者負担とする。また、洗濯機を使用する際は、別途電気・上下水道料金（請負者負担のメーター設置含む）を徴収する。

26 作業区分表

区分	部位	項目	内 容	頻度
日常 清掃	床面	弾性床・ 硬質床	真空掃除機及び化学モップ等で清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は専用洗剤を用いて落とすこと。	1回／日
		繊維床	真空掃除機又はカーペットスーパーで除塵する	
		マット類	真空掃除機又はカーペットスーパーで除塵する	
	壁面	壁・ドア	ハタキ又は静電気除塵具等で除塵する。（手の届く範囲） ドアノブ、手摺、スイッチ類については、消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。	1回／日
	備品類	ゴミ箱	容器の内容物を収集処理する。 容器の汚れがある場合は、水又は専用洗剤で汚れを拭くこと。	1回／日
	トイレ 浴室等	便器・洗面・浴室	ドアノブ、スイッチ、洗面台、手摺、各水栓ハンドル等をディスポークロスで清拭する。 トイレは、便器を洗剤等で汚れを洗浄し、便器及び床面を水分が残らないように拭き掃除する。 洗面台は、洗剤を含んだクロスにて拭き掃除を行い、排水溝のゴミを合わせて取り除く。 浴室は、室内全体水洗い後、専用洗剤を浸み込ませたブラシ等で清掃すること。	1回／日
		鏡	汚れ部分を水又は専用洗剤で拭き、乾拭きする	
		汚物処理	汚物入れの内容物を収集し、洗浄する	
		消耗品	トイレットペーパー及びペーパータオルを補充する ハンドソープ、消毒ボトルの交換	
	階段	床	部位の床面清掃と同じ	適時
	昇降機	エレベーター	床・壁面を除塵する。 扉溝を除塵する。 扉、スイッチ類は、除菌洗浄剤等を含んだクロスで拭く。	1回／日

点検 清掃	トイレ	便器・洗面台	汚れ部分を水又は専用洗剤で拭きとる	適時
		鏡	汚れ部分を水又は専用洗剤で拭き、乾拭きする	
		消耗品	トイレットペーパー及びペーパータオルを補充する ハンドソープ、消毒ボトルの交換	
定期 清掃	床面	長尺シート (WAX)	床面をフロア掃除機等で除塵し、洗浄剤を含ませたモップ、ポリッシャー等にて洗浄し、床面の汚れに応じてパッドを交換し、床面に傷を付けないように洗い流すこと。(汚れが酷い場合は再度ポリッシャーを使用すること) 汚水、ゴミ等を取り除き、モップ等を使用し完全に除去すること。 ワックス掛けは、モップ等に十分ワックスを含ませ、塗り残しが無いように均一に2回塗ること。また、汚れが酷い場合は、剥離剤を使用し清掃すること。時期等については官側と調整の上実施すること。 机、椅子等の障害となる移動可能な物品(医療機器、重量物は除く)は、移動してから清掃を行うこと。その際、医療機器及びO A機器等のコンセント脱着は看護師等の指示に従うこと。	2回/年
		ノンスリップシート	床面をフロア掃除機等で除塵し、洗浄剤を含ませたモップ、ポリッシャー等にて洗浄し、床面の汚れに応じてパッドを交換し、床面に傷を付けないように洗い流すこと。(汚れが酷い場合は再度ポリッシャーを使用すること) 汚水、ゴミ等を取り除き、モップ等を使用し完全に除去すること。	2回/年
		木質系 (フローリング)	床面をフロア掃除機等で除塵し、モップ等で水拭きした後、乾いたモップ等にて水分を取り除くこと。 ワックス掛けは、モップに十分ワックスを含ませ、塗り残しが無いように均一に2回塗ること。また、汚れが酷い場合は、剥離剤を使用し清掃すること。時期等については官側と調整の上実施すること。 運動器具等の障害となる移動可能物品(重量物除く)は移動してから清掃を行うこと。	2回/年

27 清掃指定日及び時間

次に示す場所は、日時指定とする。

- (1) 本館3階病室、廊下及び非常階段（1階から3階）
曜日：火曜日（隔週）
時間：0815から1700の間
- (2) 診療棟1階、2階各診察室、内視鏡室、採血室、生理検査室
曜日：毎日
時間：1500から1700の間
- (3) 理学療法室及び薬局
曜日：月曜、水曜、金曜日
時間：1600以降
- (4) 各ナースステーション
曜日：月曜、水曜、金曜日
時間：1300から1500の間

日 程 表

4月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		平日清掃日：21日
曜 日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
清掃日	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	/	○		

5月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	平日清掃日：18日
曜 日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
清掃日	○	/	/	/	/	/	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	

6月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		平日清掃日：22日 定期清掃日： 6・7・13・14日
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
清掃日	○	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	△	△	○	○		

7月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	平日清掃日：22日
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
清掃日	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	/	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	

8月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	平日清掃日：18日
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
清掃日	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	/	○	/	/	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	

9月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	平日清掃日：19日
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
清掃日	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	/	/	/	○	○	/	/	○	○	○	

10月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	平日清掃日：21日
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
清掃日	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	/	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	

11月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		平日清掃日：19日
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
清掃日	/	○	/	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	/	○	○	○	○	◎	◎	○		

12月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	平日清掃日：19日 定期清掃日： 5・6・12・13日
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
清掃日	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	

1月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	平日清掃日：19日
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
清掃日	/	/	/	○	○	○	○	○	/	/	/	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	

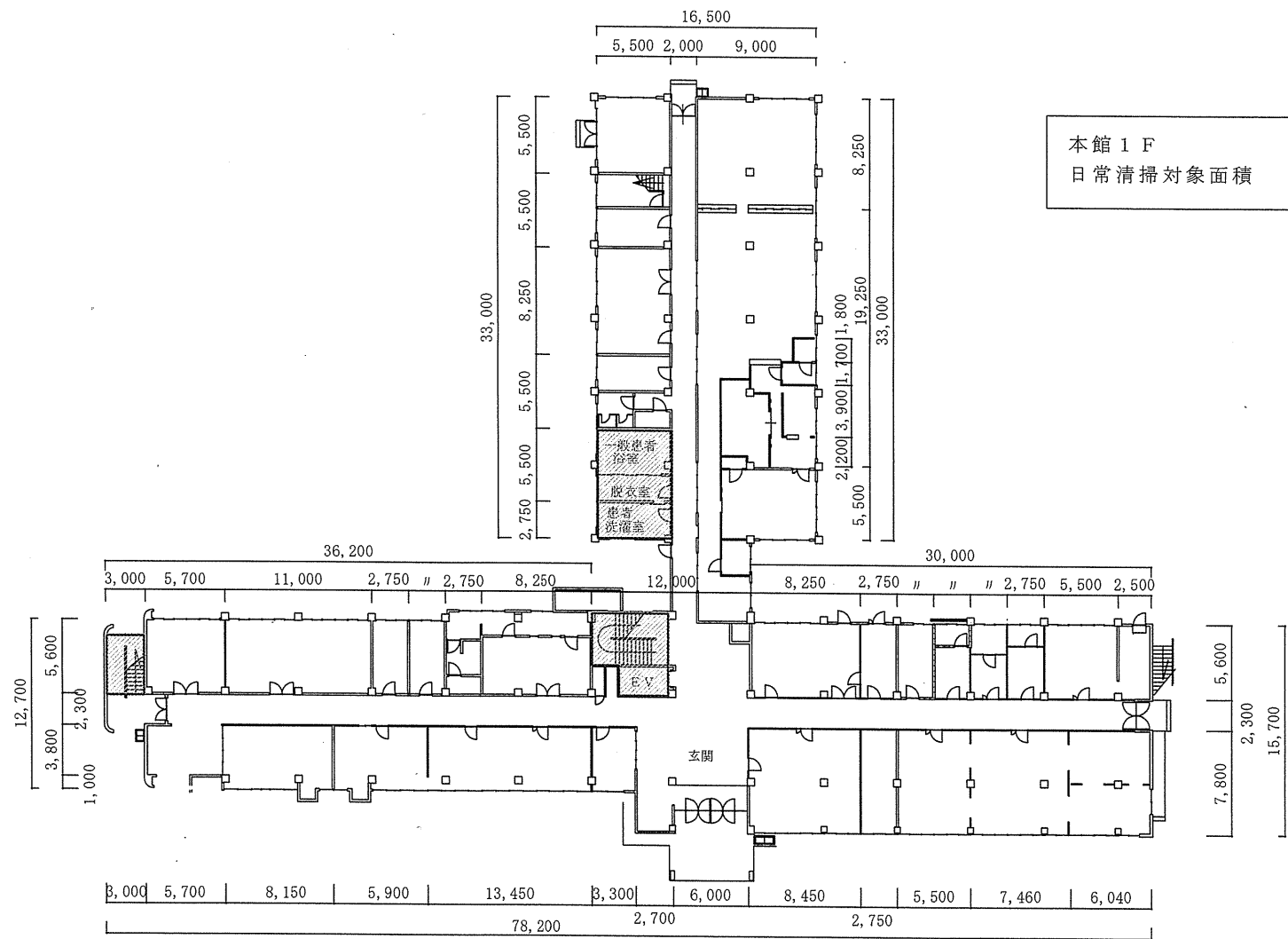
2月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				平日清掃日：18日
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
清掃日	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	/	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	/	○	○	○	/	/				

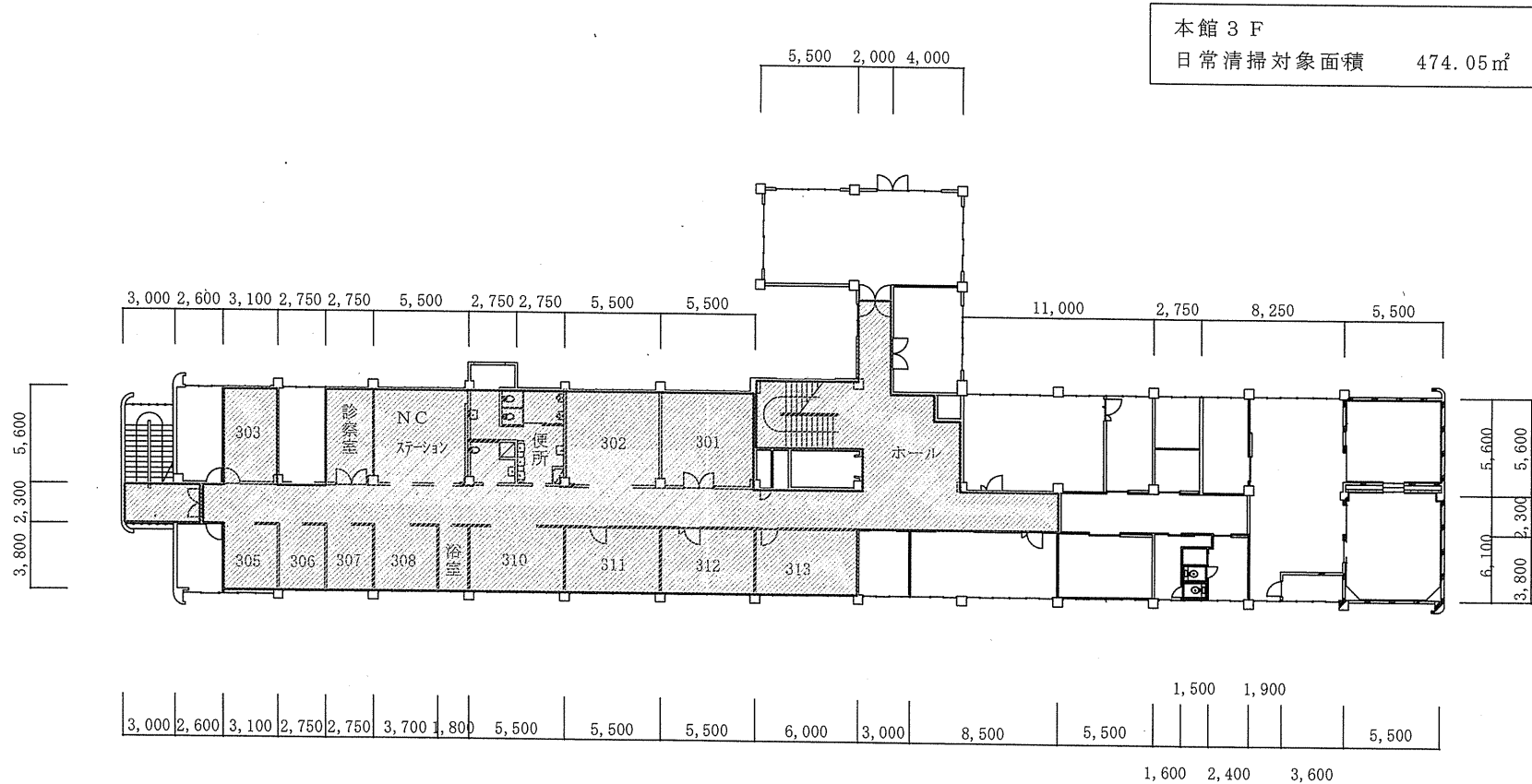
3月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	平日清掃日：23日
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
清掃日	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	

駐(分)屯 地名	熊 本	図 面	病院本館 1 F 平面図	建物番号	1	縮 尺	作成年月日	図面番号 及び番号	
						1/500	R6.1.10		



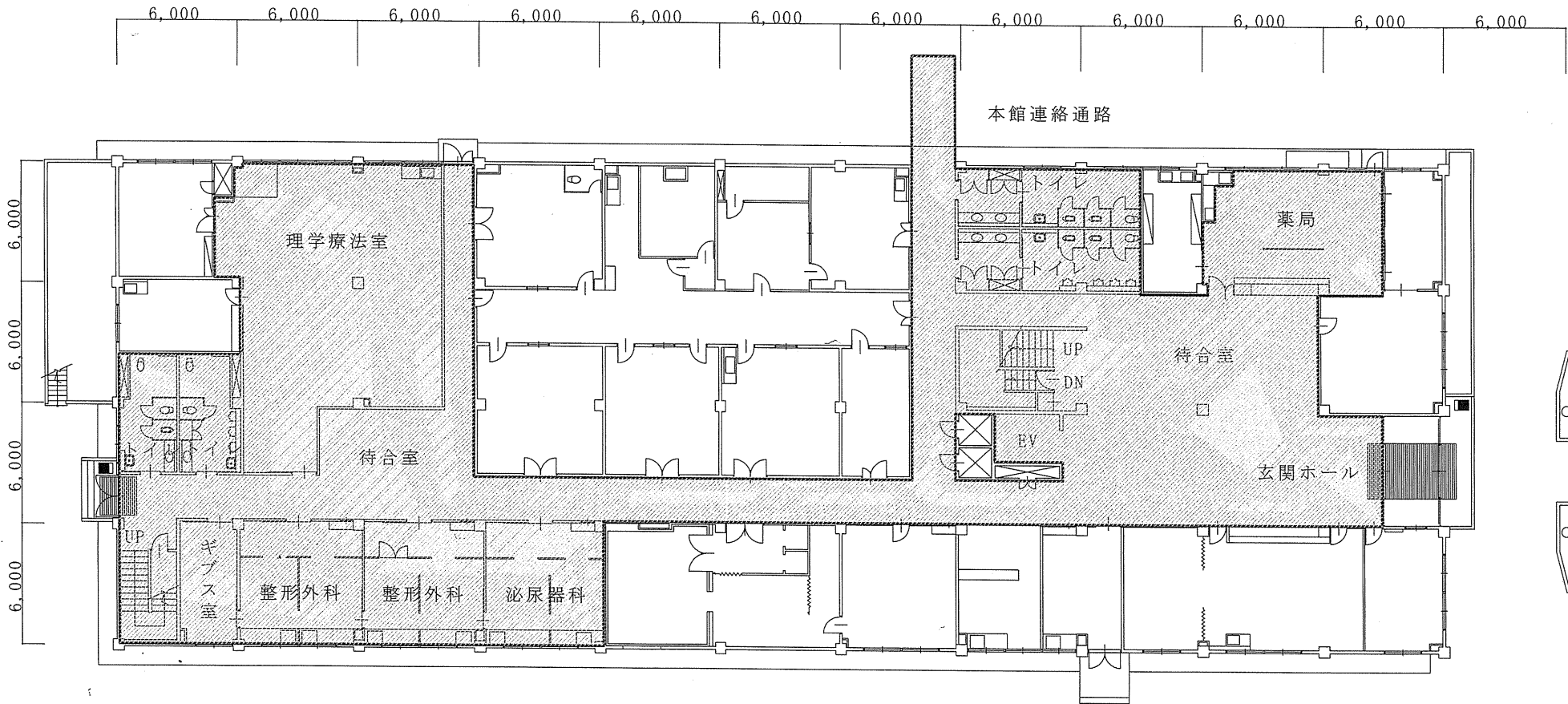
駐（分）屯 地 名	熊 本	図 面	病院本館 3 F 平面図	建物番号	1	縮 尺	作成年月日	図面番号 及び番号	
						1/300	R6.1.10		



※コロナ患者入院時は入室制限(別途指示)あり

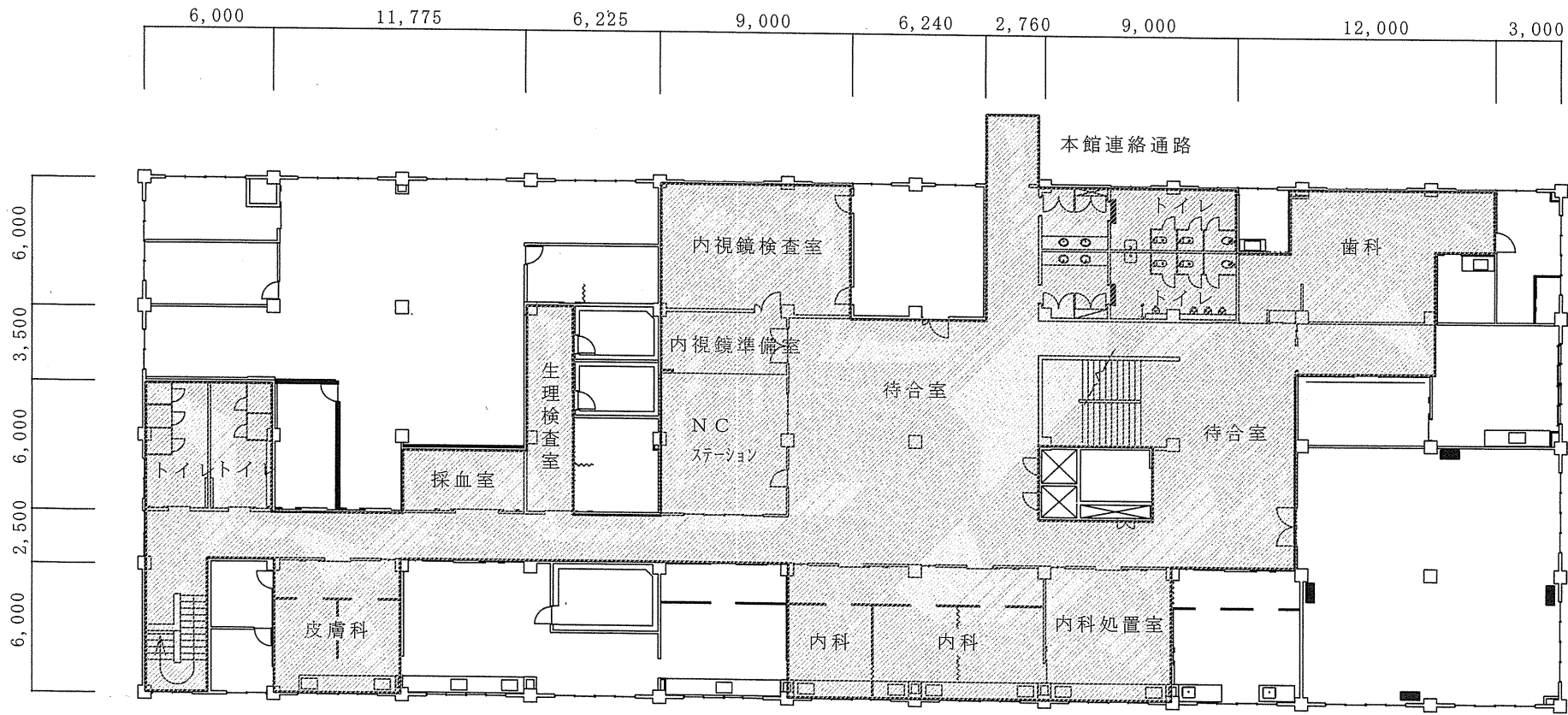
駐（分）屯 地名	熊 本	図 面	診療棟 1 階平面図	建 物 番 号	3 4	縮 尺	作成年月	図 面 番 号 及 び 番 号	
						1 / 3 0 0	R 7 . 4		

診療棟 1 F
 日常清掃対象面積 829.58㎡

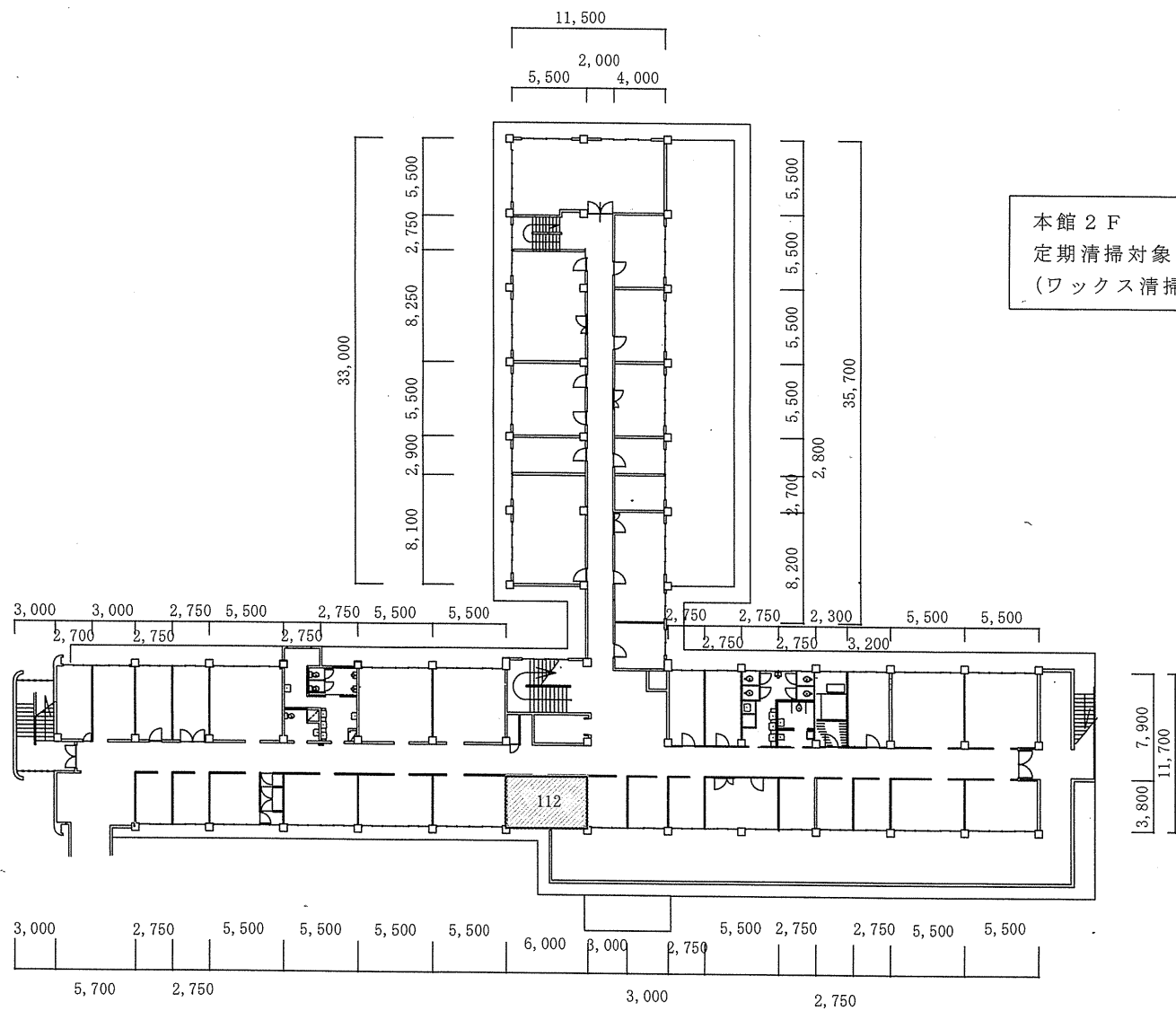


駐（分）屯 地名	熊本駐屯地	図面	診療棟2階平面図	建物 番号	34	縮尺 1 / 300	作成年月 R 7. 4	図面番号 及び番号	
-------------	-------	----	----------	----------	----	---------------	----------------	--------------	--

診療棟 2 F
 日常清掃対象面積 818.8㎡

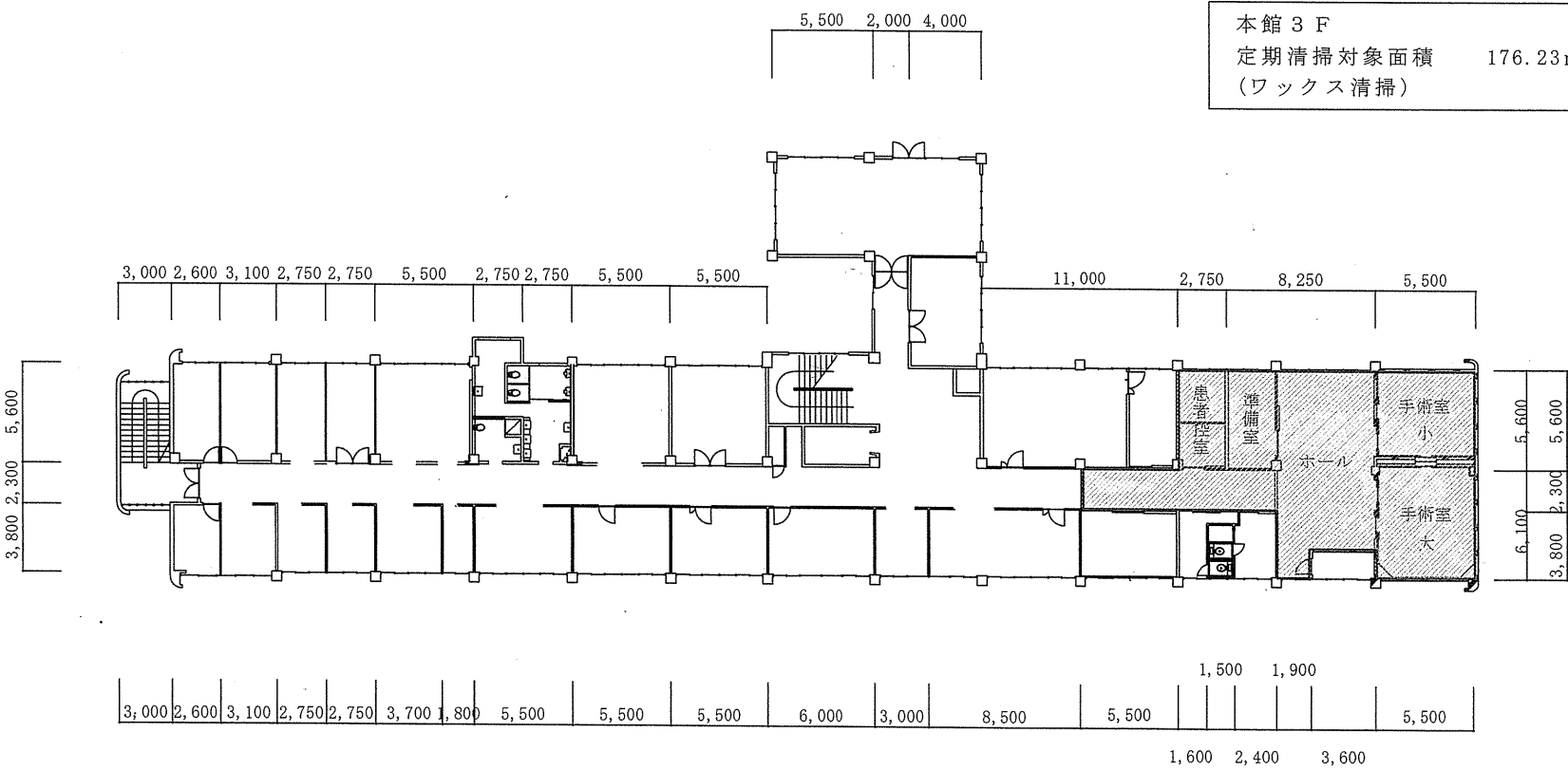


駐 (分) 屯 地 名	熊 本	図 面	病院本館 2 F 平面図	建物番号	1	縮 尺	作成年月日	図面番号 及び番号	
						1/500	R6.1.10		

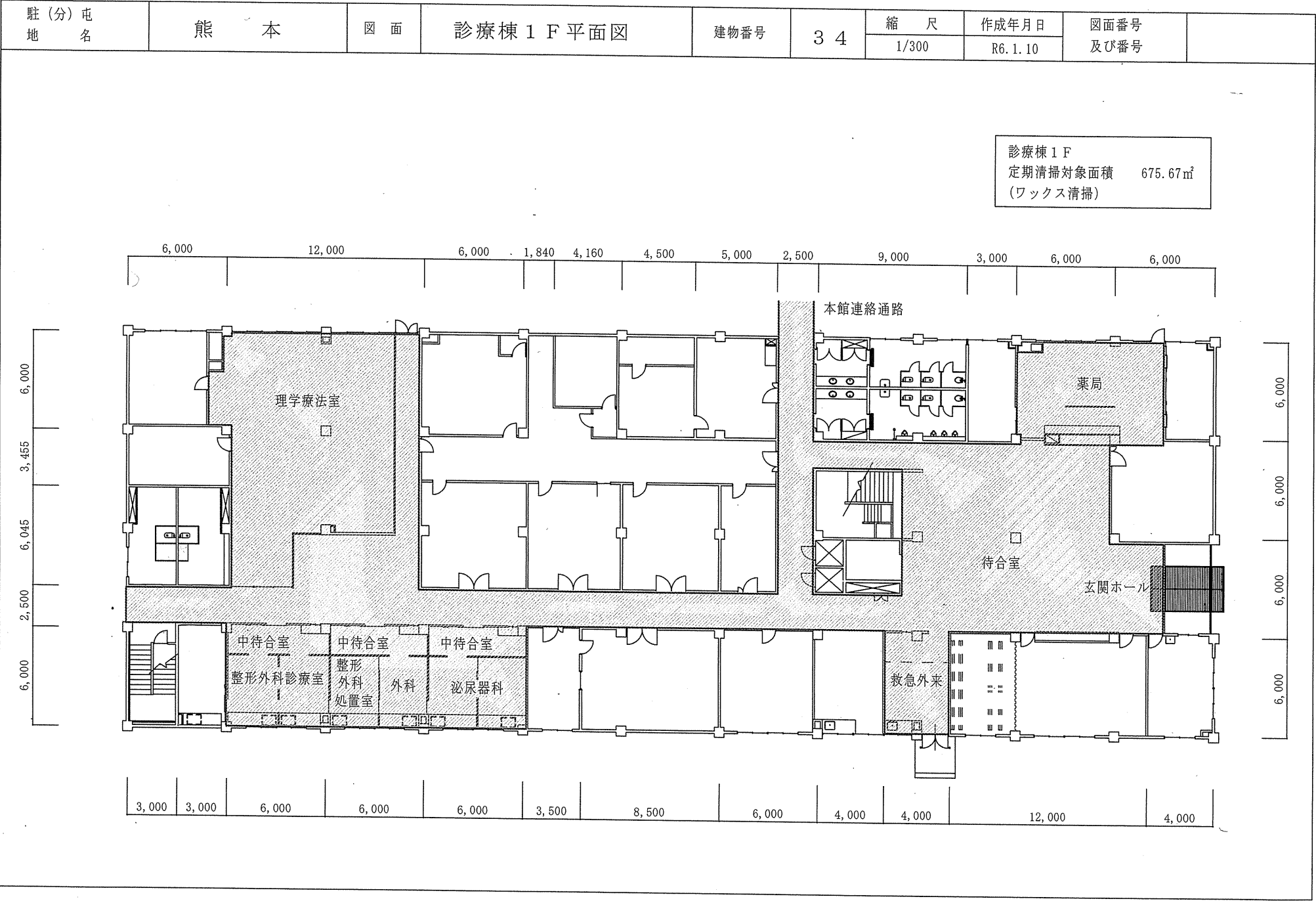


本館 2 F
 定期清掃対象面積 21.72㎡
 (ワックス清掃)

駐（分） 地 名	熊 本	図 面	病院本館 3 F 平面図	建物番号	1	縮 尺	作成年月日	図面番号 及び番号	
						1/300	R6. 1. 10		

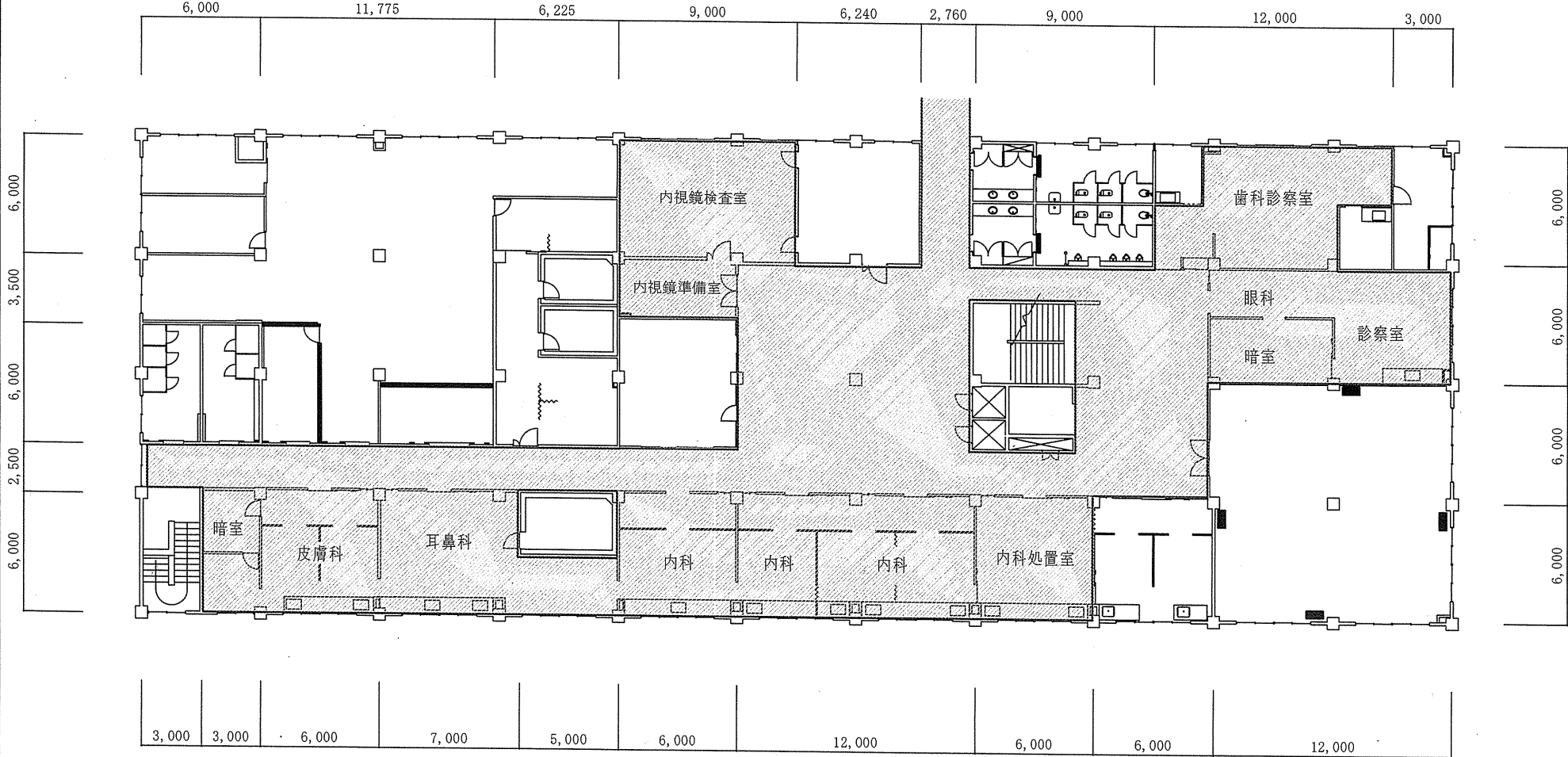


本館 3 F
 定期清掃対象面積 176.23㎡
 (ワックス清掃)

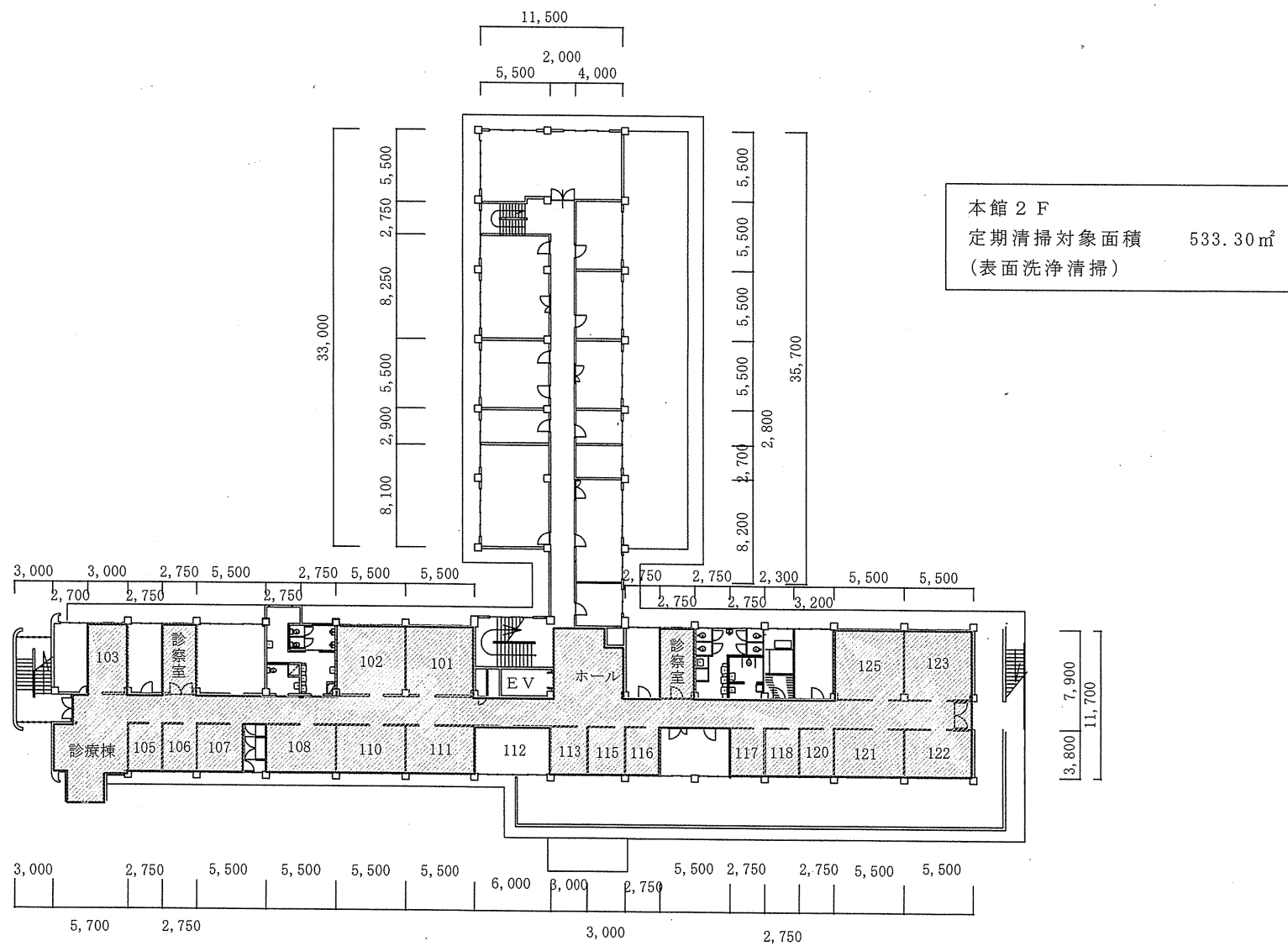


駐(分)屯 地名	熊 本	図 面	診療棟 2 F 平面図	建物番号	3 4	縮 尺	作成年月日	図面番号 及び番号	
						1/300	R6.1.10		

診療棟 2 F
 定期清掃対象面積 774.76㎡
 (ワックス清掃)



駐 (分) 屯 地 名	熊 本	図 面	病院本館 2 F 平面図	建物番号	1	縮 尺	作成年月日	図面番号 及び番号	
						1/500	R6.1.10		



駐 (分) 屯 地 名	熊 本	図 面	病院本館 3 F 平面図	建物番号	1	縮 尺	作成年月日	図面番号 及び番号	
						1/300	R6.1.10		

